

定 款

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力ホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、東京電力ホールディングス株式会社と称し、英文では、**Tokyo Electric Power Company Holdings, Incorporated** と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. 電気事業
2. ガス事業
3. エネルギー関連の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守
4. 熱供給事業
5. エネルギー資源の開発、採掘、加工、売買及び輸送
6. 電気通信事業、放送業、情報処理・情報提供サービス業及び広告業
7. 不動産の売買、賃貸借及び管理並びに倉庫業
8. 建築工事・土木工事・都市開発・地域開発に関する企画、設計、監理、施工及び請負
9. 宿泊施設及びスポーツ施設の経営
10. 介護サービス事業及び労働者派遣事業
11. 金銭の貸付、債権の売買その他の金融業並びに有価証券の保有及び運用
12. 損害保険業及び損害保険代理業
13. 廃棄物の処理及び再生利用
14. 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウ・情報の販売

15. 前各号に附帯関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 本社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 本社は、指名委員会等設置会社として株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本社の公告方法は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本社の発行可能株式総数は 141 億株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は普通株式 350 億株、A 種優先株式 50 億株、B 種優先株式 5 億株とする。

(優先株式)

第 7 条 A 種優先株式の内容は別紙 1 のとおり、また、B 種優先株式の内容は別紙 2 のとおりとする。

(自己の株式の取得)

第 8 条 本社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を買い受けることができる。

(単元株式数)

第 9 条 本社の単元株式数は、普通株式及び A 種優先株式については 100 株とし、B 種優先株式については 10 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第 11 条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 12 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。

(株式取扱規則)

第 13 条 本会社の株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び買増、株主提案権の行使の方法その他の株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定めるところによる。

(基準日)

第 14 条 本会社は、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要があるときは予め公告して、一定の日において株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とするこ

とができる。

第 3 章 株主総会及び種類株主総会

(定時及び臨時株主総会)

第 15 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、これを開く。

(招集者及び議長)

第 16 条 株主総会は、取締役会の決議をもって定めた取締役が、これを招集しその議長となる。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 17 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が、その議決権の行使を委任する代理人は、本会社の議決権を有する株主 1 名に限るものとする。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

- 第 20 条** 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
3. 第 14 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
4. 第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会について準用する。

第 4 章 取締役、取締役会及び委員会

(定 員)

- 第 21 条** 本会社の取締役は 13 名以内とする。

(選 任)

- 第 22 条** 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第 23 条** 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役会の権限等)

- 第 24 条** 取締役会は、取締役をもって組織する。
2. 取締役会は、本会社の業務執行を決定し、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集者及び議長)

第 25 条 取締役会は、取締役会の決議をもって定めた取締役が、これを招集しその議長となる。当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会招集の通知は、各取締役に対して、会日の 2 日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 本会社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会長)

第 28 条 取締役会の決議により、取締役会長 1 名を選定することができる。

2. 取締役会長を選定した場合には、第 25 条の規定にかかわらず、取締役会長が、取締役会を招集しその議長となる。

(取締役の責任免除)

第 29 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その取締役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において限定する契約を締結することができる。

(各委員会の委員及び委員長の選定)

第 30 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員及び委員長は、取締

役の中から、取締役会の決議により選定する。

(各委員会の権限等)

- 第 31 条** 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
2. 各委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほかは、取締役会の定めるところによる。

第 5 章 執 行 役

(選 任)

- 第 32 条** 執行役は、取締役会の決議により選任する。

(任 期)

- 第 33 条** 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員のため選任された執行役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

(代表執行役)

- 第 34 条** 取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。

(役付執行役)

- 第 35 条** 取締役会の決議により、執行役社長 1 名を選定するほか、執行役副社長その他の役付執行役各若干名を選定することができる。

(執行役の責任免除)

- 第 36 条** 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、執行役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その執行役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 本会社は、株主総会の決議により、3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うものとする。

2. 本会社は、取締役会の決議により、9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から起算して 5 年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(経過措置)

第 1 条 第 88 回定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における改正前の定款第 37 条の規定はなお効力を有する。

第 2 条 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

別紙 1

A 種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

(1) A 種優先期末配当金

本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(200 円。但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「A 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)(以下「A 種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) A 種優先配当年率

$$\text{A 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR}(12 \text{ ヶ月物}) + 0.25\%$$

なお、A 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「A 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと

認められるものを指す。当該日時に日本円 TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時に Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円 TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

(3) A種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当基準金額に達しないときは、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位と

する。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過A種優先配当金相当額

経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、A種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくA種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各A種優先株主による普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のA種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるA種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るA種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたA種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282

条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とす

る。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(A種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にA種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。))」、「分

割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式数 - 本会社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式数 - 本会社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより，下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)，かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に，株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に，また株主割当日がある場合はその日に，発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし，取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を，調整後取得価額とする。調整後取得価額は，払込期日の翌日以降，株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降，また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降，これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより，普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)，かかる新株予約権の割当日に，新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に，また株主割当日がある場合はその日に，発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし，取得価額調整式において「1株当た

り払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. B種優先株式を対価とする取得請求権

(1) B種優先株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のB種優先株式(以下「請求対象B種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「B種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象B種優先株式を、当該A種優先株主に対して交付する。

(2) A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の数は、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の数に0.1を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付するB種優先株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先

株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

- ② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本別紙1の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

別紙 2

B 種優先株式の内容

1. 剰余金の配当

(1) B 種優先期末配当金

本会社は、期末配当金を支払うときは、当該期末配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主(以下「B 種優先株主」という。)又は B 種優先株式の登録株式質権者(以下「B 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B 種優先株式 1 株につき、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(2,000 円。但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「B 種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。)(以下「B 種優先配当基準金額」という。)を、剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して下記(3)に定める B 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を配当する。

(2) B 種優先配当年率

$$\text{B 種優先配当年率} = \text{日本円 TIBOR}(12 \text{ ヶ月物}) + 0.5\%$$

なお、B 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR(12 ヶ月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下「B 種優先配当年率決定日」という。)の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと

認められるものを指す。当該日時に日本円 TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、B種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時に Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円 LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を、日本円 TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いる。

(3) B種優先中間配当金

本会社は、中間配当金を支払うときは、当該中間配当金に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先配当基準金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を、剰余金の中間配当金として支払う。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当基準金額に達しないときは、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当基準金額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(6) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位と

する。

2. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産の分配を行うときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(3)に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過B種優先配当金相当額

経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に、B種優先配当基準金額を乗じて算出した額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先順位

A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。B種優先株式の1単元の株式数は10株とする。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「普通株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

但し、本項に基づくB種優先株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各B種優先株主による普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるB種優先株式以外の普通株式対価取得請求に係るB種優先株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他本会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。

「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における本会社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。))を除く。)の数及び(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282

条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたB種優先株式の数に、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)をいう。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数にB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日の翌日以降、普通株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)の90%に修正される(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が300円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が30円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とす

る。なお、上限取得価額及び下限取得価額は、下記(5)の調整を受ける。

「普通株式対価取得請求日における時価」は、各普通株式対価取得請求日の直前の5連続取引日(以下「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。但し、B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の売出しのために金融商品取引業者又は登録金融機関との間で金融商品取引法に規定する元引受契約を締結した場合(B種優先株主及び本会社が請求対象普通株式の外国における売出しのために外国証券業者との間で金融商品取引法に規定する元引受契約に類する契約を締結した場合を含む。)、当該元引受契約を締結した旨を本会社が公表した日の翌日から当該売出しの受渡日の前日までの間にB種優先株主が普通株式対価取得請求をしたときは、取得価額算定期間は、本会社が当該売出しを決定した旨を公表した日に先立つ120取引日目に始まる連続する20取引日とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に定める事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額並びに上限取得価額及び下限取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(なお、取得価額が本(5)により調整されるのは、取得価額算定期間の最終日における本会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。))が確定してから普通株式対価取得請求がなされるまでの間に、以下に掲げる事由が発生した場合に限る。)並びに上限取得価額及び下限取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。))」、「分

割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{－本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。),かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。),かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当た

り払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 合理的な措置

上記(3)乃至(5)に定める取得価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとる。

5. A種優先株式を対価とする取得請求権

(1) A種優先株式対価取得請求権

B種優先株主は、B種優先株式の払込金額の払込が行われた日以降いつでも、法令に従い、本会社に対して、下記(2)に定める数のA種優先株式(以下「請求対象A種優先株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「A種優先株式対価取得請求」という。)、本会社は、当該A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象A種優先株式を、当該B種優先株主に対して交付する。

(2) B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付するA種優先株式の数は、A種優先株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に10を乗じて得られる数とする。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

① 本会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。

② 本会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式

又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

- ③ 本会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本別紙2の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

〈 変 更 〉

昭和 26 年 11 月 29 日

昭和 27 年 11 月 24 日

昭和 28 年 5 月 29 日

昭和 29 年 10 月 23 日

昭和 30 年 11 月 30 日

昭和 32 年 5 月 30 日

昭和 35 年 5 月 30 日

昭和 37 年 5 月 30 日

昭和 41 年 5 月 30 日

昭和 43 年 5 月 31 日

昭和 49 年 5 月 31 日

昭和 50 年 5 月 31 日

昭和 53 年 4 月 1 日
(但し, 昭和 52 年 12 月 23 日決議)

昭和 54 年 6 月 28 日

昭和 57 年 6 月 30 日

昭和 57 年 10 月 1 日
(但し, 昭和 57 年 6 月 30 日決議)

平成 3 年 6 月 27 日

平成 6 年 6 月 29 日

平成 10 年 6 月 26 日

平成 14 年 6 月 26 日

平成 15 年 6 月 26 日

平成 16 年 6 月 25 日

平成 18 年 6 月 28 日

平成 19 年 6 月 26 日

平成 21 年 6 月 25 日

平成 22 年 1 月 6 日
(但し, 平成 21 年 6 月 25 日決議)

平成 24 年 6 月 27 日

平成 24 年 7 月 31 日
(但し, 平成 24 年 6 月 27 日決議)

平成 27 年 6 月 25 日

平成 28 年 4 月 1 日
(但し, 平成 27 年 6 月 25 日決議)

令和 4 年 6 月 28 日